

◇ 本俸に含めて支給される通勤費

Q : 当社では、親会社から社員の派遣を受けていますが、これらの者に対しては通勤費を支給しないという契約をしています。

しかし、実際には社員が相当の通勤費を負担していることは間違いありませんので、通勤費相当額を非課税の旅費として取り扱ってもよいでしょうか。

A : 非課税とすることはできません。

【解説】

通勤手当で非課税扱いとされるのは、給与所得者で通勤する人（通勤者）が、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる一定額までの部分に限られています。

つまり、通常の給与とは別に、通勤手当として通常の給与に加算して支給することを条件として非課税の取扱いが受けられるわけです。

ご質問の場合は、通常の給与に加算して支給されているものではありませんので、非課税の適用を受けることはできません。

ちなみに、自己負担の通勤費は、給与所得者の特定支出控除の特例という制度が適用されることとされていますが、この制度は、通勤費用、転任に伴う転居費用、研修費用等の特定支出の合計額が、給与所得控除額を超える場合に適用されます。したがって、単に自己負担の通勤費があるからといって、控除できるものではありません。

